

# ボランティア袋に 入れてよいもの・入れてはいけないもの

- ※ 現在、袋の配布は「燃やせないごみ専用袋」のみとなっておりますが、ごみ袋を使用する際は、袋の中身が「燃やせるごみ」であれば、燃やせるごみの収集指定日、袋の中身が「燃やせないごみ等」であれば燃やせないごみの収集指定日に出してください。
- ※ 下の表により分別をお願いします、分別がなされていないと、回収できない場合があります。

入れてよいもの 	入れてはいけないもの 
<p><b>◆燃やせるごみになるもの◆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 汚れた紙類</li> <li> 汚れたプラスチック 例：コンビニの弁当箱 油等が付いたお菓子の袋など</li> <li> 汚れたペットボトル</li> </ul> <p>汚れていない紙類やプラスチック・ペットボトル等は分別のうえ、指定の収集日に排出すればリサイクルできます。</p> <p>※「落ち葉・雑草」について 地域清掃等で多量に排出する場合は、事前にごみ対策課までご連絡ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <b>家庭から排出されるごみ</b> ご自身の家庭から出るごみは、ボランティア袋に入れることはできません。</li> <li> <b>事業系ごみ</b> 店舗や会社等から出る事業系ごみは、事業者の責任で処理するものです。</li> <li> <b>自治会等のイベントで出たごみ</b> お祭りのごみは、当課窓口で減免申請すれば家庭ごみとして処理できます。</li> <li> <b>集合住宅共用部分から出たごみ</b> 居住者のみが使用する共用部分のごみは、ボランティア袋には入れられません。</li> </ul>
<p><b>★燃やせないごみ等として出せるもの★</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 汚れた缶</li> <li> 割れてしまったびん</li> <li> ガラス類</li> <li> 金属ごみ</li> <li> 複合素材のごみ（かさ等）</li> <li> ゴム製品</li> </ul> <p>※ 缶やびんは分別のうえ、指定の収集日に排出すればリサイクルできます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <b>袋に入らないごみの不法投棄</b> (粗大ごみなど) 投棄された場所の管理者が対応すべきものなので、ボランティア袋対象外です。 ※対応する管理者の例： 道路 … 立川市道路課等 公園 … 立川市公園緑地課 都営団地 … 東京都住宅供給公社 ※不法投棄は犯罪ですので、管理者が警察へ通報することになります。</li> </ul>

その他、ご不明な点等は、  
立川市ごみ対策課（TEL042-531-5518）にご相談ください。